

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

支給対象者

【老齢基礎年金を受給している人】

次の①～③全てを満たす人

- ① 65 歳以上
- ② 世帯員全員の市町村民税が非課税
- ③ 年金収入額とその他の所得額の合計が約 88 万円以下

【障害／遺族基礎年金を受給している人】

前年の所得額が約 472 万円以下の人

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などを聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。



請求について ※受け取りには請求書の提出が必要です。

【すでに年金を受給している人】

対象となる人には、8月下旬より、日本年金機構(年金事務所)からお知らせを送付しています。

同封のはがきが「年金生活者支援給付金請求書」となっておりますので、必要事項を記入し提出してください。令和4年1月4日までに手続きを終えると、令和3年10月分までさかのぼり受給できます。

【これから年金を受給し始める人】

年金の請求手続きと併せて、請求手続きをしてください。

給付金請求ダイヤル

年金生活者支援給付金の請求で不明な点は、

「給付金請求ダイヤル」：☎ 0570 - 05 - 4092

に電話してください。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 2503

今年度はインフルエンザ予防接種の接種時期が変わります

インフルエンザ予防接種の接種期間などと助成についてお知らせします。

なお、詳しくは、9月中旬に全戸配布するチラシをご確認ください。

☎ 保健福祉センター はびねす
☎ 234 - 6123



接種について

期間 令和3年11月1日(月)～
令和4年1月31日(月)

場所 町内実施医療機関

方法 医療機関に予約した後、保険証を持参し接種

定期接種の助成

対象者 ① 65 歳以上
② 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される障がいがあるか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

負担金 1,000 円(生活保護受給者は、事前手続きを行うと自己負担なし) ※医療機関で支払ってください。

任意接種の助成

対象者 生後 6 カ月から中学生

負担金 1 回 2,000 円 ※医療機関で支払ってください。